



支援便り

令和4年12月発行 第5号
串木野養護学校 支援部

今年4月に文科省から通知された「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」に対するQ&Aが、先日文科省HPに掲載されました。そこで、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導など多様な学びの場について、簡単にまとめてみることにしました。ご一読いただけると幸いです。なお、次号も続きます。



多様な学びの場 ※ 文部科学省HPより

特別支援学校

障害による困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校

特別支援学級

小・中学校において障害による困難を克服するために障害種別ごとに設置される学級

通級による指導

小・中学校において、通常の学級に在籍する児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の指導（自立活動）を、「通級指導教室」などと呼ばれる特別の場で指導を行う指導形態。

通常の学級

小・中学校、高等学校等にも障害のある児童生徒が在籍しており、個々の障害に配慮しつつ通常の教育課程に基づく指導を行う。

【指導の対象となる障害種】 ※ 学校教育法施行令第22条の3、学校教育法第81条、第140条参照

障害種	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害	○	○	○
聴覚障害	○	○	○
知的障害	○	○	—
肢体不自由	○	○	○
病弱・身体虚弱	○	○	○
言語障害	—	○	○
自閉症	—	○	○
情緒障害	—	○	○
学習障害	—	—	○
注意欠陥多動性障害	—	—	○

- 本県の特別支援学校数は17校（うち国立1校）です。また、県内の特別支援学校は全て、令和5年度4月より名称を「〇〇養護学校」から「〇〇特別支援学校」と変更します。
- 特別支援学級は、8つの障害種別に学級が編成されますが、自閉症者と情緒障害者については、「自閉症・情緒障害特別支援学級」という一つの学級として編制されます。
- 通級による指導の対象には、知的障害者は含まれません。それは、通級による指導の対象者は障害の程度が軽微であり、一部の特別の指導（自立活動）を行うことで学校生活での適応が可能となる程度の児童生徒であるからです。知的障害者には、生活に結び付く実際の・具体的な内容を継続して指導することが必要で、一部を特別の指導（自立活動）で行うといった指導形態にはなじみません。よって、知的障害者は通級による指導の対象になっていません。

- 児童生徒が、特別支援学級や通級による指導の対象となるかなどの具体的な判断基準は、どの障害種に対しても対象者の詳細な判断基準が示されている「障害のある子供の教育支援の手引」(2021 文部科学省)を参考に、児童生徒の状態や校内・地域の体制などを総合的に検討し、判断していきます。(校内支援委員会、市就学相談会・教育支援委員会等)

【1学級の児童生徒数(定数)及び担任等】

通常学級 (2022年度時点)		特別支援学校		特別支援学級	通級による指導
小学1年 ～3年	35人	小・中学部	6人	8人	○ 児童生徒数 13人につき 1人の教諭が 配置される。
小学4～ 中学3年	40人	高等部	8人	○ 担任1人 ○ 障害種ごとに 学級編制するの で、複数の学年 で学級編制する 場合もある。	
○ 国は2020年の法改正で2025年度までに順次、小学校1学年ずつ35人定数を目指すとしている。 ○ 担任は1人		小・中・高等部の重複障害学級(※)	3人		
		※ 障害を併せ持っている児童生徒で編制され、複数年もあり得る。 ○ 担任は実情に応じて1～2人配置。			

- 特別支援学校や特別支援学級、通級による指導も共に障害の種類ごとに、児童生徒一人一人に応じた教育を専門的に行う場ですが、障害の程度や身辺処理・安全面などにより1学級の児童生徒数や担任数は異なり、基本は上記の表のようになります。

【教育課程・教育内容】

通常学級	○ 小学校及び中学校の学習指導要領に基づいて編成する。	
特別支援学校	○ 「特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領」に基づいて教育課程を編成する。 ○ 幼稚園に準ずる領域、小・中学校及び高等学校の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等のほか、障害による学習上及び生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域「 <u>自立活動</u> 」で編成される。 ○ 児童生徒の実態に応じた <u>弾力的な教育課程</u> が編成できるように配慮されている。	
特別支援学級	○ 小学校及び中学校の教育課程を基本としながら「特別の教育課程」を編成することが認められている。「特別の教育課程」とは、以下の3つのことを行うことを意味する。 ① 「自立活動」を取り入れる。 ② 各教科の目標・内容を <u>下学年の目標・内容に代替可</u> 。 ③ 知的特別支援学校の各教科で代替可。	
	知的障害特別支援学級	自閉症・情緒障害特別支援学級
	○ 各教科等を合わせた指導の実施が可能である。 生活単元学習、遊びの指導、作業学習、日常生活の指導	○ 当該学年と同様の教育課程を編成することが原則。 ○ <u>自立活動を時間割上に位置付け指導</u> を行う。
通級による指導	○ 対象となる児童生徒が在籍する学校の教育課程を基に、特別な教育課程を編成して(一部加えたり替えたりして)指導を行う。他校に通級する場合も同様である。 ○ 特別支援学校学習指導要領に示される「自立活動」の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行う。教科の補充学習ではない。	